

研究活動における不正行為への対応等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人佐々木研究所（以下「この法人」という。）を構成する3研究実施施設（以下「各事業所」という。）、附属杏雲堂病院、附属佐々木研究所、附属湘南健診センターにおける研究活動を推進するとともに研究活動上の不正行為が行われ、またはその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に準拠し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、「研究活動」とは、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察、発想、アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。

2 「研究成果の発表」とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ、資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。

3 「研究活動における不正行為」とは、データや結果の捏造、得られたデータや結果の改ざん、及び他者の研究成果等の盗用など、正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為である。

4 「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である。

5 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

6 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

7 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(対象とする不正行為)

第3条 この規則の対象とする研究活動は、この法人で行われる全ての研究活動であり、この規則の対象とする不正行為は、前条に定義した「研究活動における不正行為」である。

第2章 不正行為の事前防止のための取り組み

(行動規範)

第4条 研究活動に関わるこの法人に所属するすべての構成員は、この法人における研究活動に係る行動規範を遵守しなければならない。

(責任体制)

第5条 この法人において行われる全ての研究活動に対しては、理事長が最高管理責任者として、この法人の「コンプライアンス規定」に定める、コンプライアンス委員会が、不正行為を防止するための対策（以下「研究不正防止対策」という。）を策定・推進し、不正行為への対応を行う。理事長が任命するコンプライアンス担当理事を統括管理責任者、理事長が任命した各事業所からのコンプライアンス委員を研究不正防止責任者とする。

2 最高管理責任者は、行動規範及びこの規則を策定、周知するとともに、この法人に所属する全ての構成員に遵守させるために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及び研究不正防止責任者に対して、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 統括管理責任者は、研究不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、機関全体の具体的な対策を策定、実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 研究不正防止責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号の責任を負う。

(1) 自己の管理監督する事業所における研究不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため施設内の研究活動に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス・研究倫理教育（研究費の使用ルールやそれに伴う責任、研究者に求められる倫理規範、どのような行為が不正行為に当たるのか等を理解させるための教育）を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督する事業所において、構成員が、適切に研究活動を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

5 第1項に規定する各責任者は、それぞれの管理監督責任を十分理解しなければならない。管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、懲戒処分等の対象となることがある。

6 第1項の責任体制は、この法人内外へ広く周知する。

(不正防止計画・推進委員会)

第6条 最高管理責任者の下に、この法人の研究不正防止対策を審議するため、統括管理責任者、研究不正防止責任者で構成する不正防止計画・推進委員会（以下、「委員会」という。）を置き、コンプライアンス委員会をもって充てる。最高管理責任者が委員長である。

2 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

(研究活動不正防止計画・推進部署)

第7条 最高管理責任者の下に、研究活動不正防止計画・推進部署（以下、「推進部署」という。）を置き、この法人のコンプライアンス室をもって充てる。

- 2 推進部署は、委員会の決定に従い、研究不正対策を推進するための事務処理を行う。
- 3 研究不正防止責任者は、推進部署と連携し、不正防止に努めなければならない。
- 4 推進部署は、この法人の監事と密接な連絡を保ちつつ、監事による内部監査を受けるものとする。

(研究活動不正防止計画)

第8条 委員会は、研究活動不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を定め、この法人内外に周知しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、不正防止計画を着実に実施しなければならない。
- 3 不正防止計画の実施にあたり、統括管理責任者及び推進部署はこの法人全体の具体的な対策を策定、実施し、実施状況を確認する。
- 4 研究不正防止責任者は、自己の管理、監督する事業所において不正防止計画を推進する取組を行うとともに、取組状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 統括管理責任者は、不正防止計画のこの法人全体の実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 6 委員会は、研究不正防止責任者からの報告に基づき、定期的に不正防止計画の見直しを行う。

(コンプライアンス・研究倫理教育)

第9条 研究不正防止責任者は、当該事業所内で行われる研究活動に関わる全ての構成員に、行動規範や本規則の内容及び具体的な不正行為事案を含め、コンプライアンス、研究倫理教育を実施する。

- 2 前項のコンプライアンス、研究倫理教育は、定期的に実施するものとし、これを受講させなければならない。
- 3 第1項のコンプライアンス、研究倫理教育は、研究者、事務職員等、それぞれの職務に応じた視点から、分かりやすい形での周知に努めるほか、研究活動に関わる職員、共同研究員等にも広く周知し、その内容を定期的に見直し、更新した内容で実施する。
- 4 研究不正防止責任者は、第1項のコンプライアンス、研究倫理教育の受講状況及び理解度について把握に努める。

(研究者等の責務)

第10条 この法人の研究者等は、第9条のコンプライアンス、研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究データの保存、開示)

第11条 この法人の研究者等は、行う研究内容を、実験・観察ノートに記録を取らなければならない。

2 研究者等は、前項の実験・観察ノートを、論文等により当該研究成果を発表した後、10年間保存しなければならない。ただし、その間に当該研究者等がこの法人の所属を外れる場合は、研究不正防止責任者は当該実験・観察ノートの写しを保存しなければならない。

3 研究者等及び研究不正防止責任者は、前項の実験・観察ノート又はその写し等、論文の根拠となるデータを、最高管理責任者の求めに応じ開示しなければならない。

(事務処理手続に関するルール)

第12条 推進部署は、この法人における研究不正防止対策や行動規範、不正行為防止体制、研究費に係る事務処理手続に関するルールについて、この法人で統一したガイドブックを作成する。

2 前項のガイドブックは、必要に応じて見直し、改定しなければならない。

3 第1項のガイドブックは、この法人で行われる全ての研究活動に関わる全構成員に周知する。

第3章 研究活動における不正行為への対応

第1節 不正行為の告発の受付等

(通報窓口)

第13条 この法人における研究活動の不正行為に関する通報又は相談をこの法人の内外から受け付けるため、推進部署に通報窓口を置く。

2 通報窓口の名称は、研究不正通報・相談窓口とする。

3 前項の受付窓口は、書面、電話、電子メール、面会等による通報を受けることができるよう、住所、電話番号、電子メールアドレスをこの法人内外に公表、周知しなければならない。

(通報の受付)

第14条 告発は、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、匿名による告発があった場合であっても、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。なお、この場合、当該告発をした者に対しては、この 規程に定める告発者に対する通知及び開示は実施しないものとする。
- 3 推進部署は前条の通報窓口で通報を受けた場合、速やかに統括管理責任者に報告する。
- 4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者へ報告したうえで、被通報者が所属する事業所の研究不正防止責任者へ連絡する。ただし、研究不正防止責任者が被通報者である場合には、当該通報に関する研究不正防止責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。
- 5 前2項の規定にかかわらず、統括管理責任者が被通報者の場合には推進部署は最高管理責任者に報告し、当該通報に関する統括管理責任者の職務は、最高管理責任者が指名する者が取り扱う。
- 6 通報が他の研究機関等が調査を行うべき内容であった場合は、通報窓口は通報を該当する研究機関等へ回付する。また、他の研究機関等から回付されてきた通報は、この法人に通報があったものとして前3項のとおり取り扱う。
- 7 学会等の科学コミュニティ、報道又は会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合（インターネット上での指摘を通報窓口が確認した場合を含む。）は、通報があったものとみなし、第1項、第2項及び次条第2項に準じて取り扱う。この場合、指摘を受けた者は、速やかに通報窓口に連絡するものとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報、相談については第1項及び第2項に準じて取り扱う。また、連絡を受けた研究不正防止責任者は、内容に相当の理由があると判断した場合には、被通報者に書面にて警告を行う。
- 9 書面による通報等、通報窓口が受け付けたか否かを通報者が知れない方法による通報がなされた場合は、通報者に受付けたことを通知する。

（通報者・被通報者の取扱い）

第15条 通報を受けた通報窓口担当者等、通報内容、通報者の秘密を守らなければならない。

2 予備調査及び本調査を行う場合は、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者（最高管理責任者、統括管理責任者、研究不正防止責任者、本通報に係る調査委員等をいう。）以外に漏えいしないよう、調査関係者は秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものであることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。

4 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇やその他不利益な取扱いを行わない。

5 最高管理責任者は、誹謗中傷等から被通報者を保護する方策を講じる。

第2節 不正行為の告発に係る事案の調査

(調査対象とすべき通報の要件)

第16条 悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、また、必要に応じて調査への協力を求めるため、次の各号に合致する通報（学会等の科学コミュニティ、報道又は会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合を含む。）を調査対象とする。

(1) 原則として、通報者の氏名等を明らかにして行う通報であること。

(2) 不正行為に関与した者（研究者、業者等）、不正が行われた時期（事業年度等）、不正行為の態様等、事案の内容等、調査対象が特定できること。

(3) 不正とする合理的な根拠が示されていること。

2 匿名による通報等、前項の要件を全て満たさない通報であっても、可能な限り調査対象とする。

(予備調査)

第17条 最高管理責任者は、通報を受け付けた日から起算して30日以内に、統括管理責任者に予備調査を行わせ、本調査の要否を決定する。

2 前項の予備調査は、統括管理責任者が次の事項について調査し、最高管理責任者に報告する。

(1) 調査対象とすべき通報の要件を満たすかどうか

(2) 通報内容の合理性、調査可能性等

3 前2項にかかわらず、最高管理責任者は、次条に定める調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに通報者に通知する。

5 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、通報者及び被通報者にその旨を通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、調査を行うことを当該所属機関にも通知する。

6 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、その旨を当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査委員会の設置)

第18条 最高管理責任者は、前条の予備調査の結果、本調査の実施を決定した場合には、

調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる調査委員で構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 被通報者が所属する事業所の研究不正防止責任者
- (3) その他の理事又は職員
- (4) 外部有識者

3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

4 第2項第4号の委員の数は、調査委員の総数の2分の1以上でなければならない。

5 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(委員構成に対する異議申立て)

第19条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

2 通報者及び被通報者は、調査委員の構成等について、前項の通知を受けた日から起算して14日以内に異議申立てをすることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合には調査委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知する。

(本調査)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定の日から起算して概ね30日以内に調査を開始する。

2 最高管理責任者は、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮しなければならない。

3 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請、経理に関する資料等により調査を行う。この場合において、被通報者の弁明を聴取する機会を設ける。

4 調査委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求める場合、あるいは被通報者が自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、これを行う。その際、調査委員会の指導・監督のもと行うこととする。

5 通報者、被通報者等の関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。また、他の研究機関等から調査協力を要請された場合は、この法人は誠実に協力する。

(証拠の保全措置)

第21条 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報された事案に係る研究活動が行われたのがこの法人以外の研究機関であるときは、当該研究機関に証拠となるような資料等の保全を要請する。

2 最高管理責任者は前項の措置に影響しない範囲内において、被通報者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告等)

第22条 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

2 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関の求めに応じ当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

第3節 特定不正行為の認定

(認定)

第23条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して概ね150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、関与した者及びその関与の程度等について認定を行う。

2 前項で、不正行為が行われなかったと認定する場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の際の留意点)

第24条 調査委員会は、被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

2 調査委員会は、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定してはならない。

3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。

4 調査委員会は、被通報者が研究データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。

(調査結果の通知)

第25条 調査委員会は認定を終了した場合、直ちに最高管理責任者に報告する。

2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、速やかに調査結果を通報者及び被通報者（被

通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。)に通知する。被通報者が他の研究機関等に所属している場合は、当該所属機関にも当該調査結果を通知する。

3 最高管理責任者は、調査結果、不正発生要因、管理・監査体制の状況、再発防止計画等を当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

4 悪意に基づく通報との認定をした場合、通報者が所属する他の研究機関等にも通知する。

(不服申立て)

第26条 不正行為を認定された被通報者は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者についても、前項に準じて取り扱う。

3 被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、最高管理責任者は通報者に通知する。

4 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

5 不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも前2項と同様とする。

(不服申立ての審査)

第27条 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査機関は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させる。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

2 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会(前項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

3 当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、被通報者に当該決定を通知する。

4 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

5 調査委員会が再調査を開始した場合は、開始日から起算して概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を被通報者、被通報者が所属する機関及び通報者に通知する。

6 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

(悪意に基づく通報と認定された場合の不服申立ての審査)

第28条 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定された通報者から第25条第2項の規定による不服申立てがあった場合、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

2 最高管理責任者は、前項の不服申立てがあったときは、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

3 第1項の不服申立てについては、調査委員会(前条第1項により調査委員会に代えて、他の者に審査させる場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立てのあった日から起算して概ね30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、報告を受けた後、当該結果を通報者、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。

4 最高管理責任者は、前項の再調査結果を、当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第29条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

2 前項の公表する内容には、次の各号を含むものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名、所属
- (2) 不正の内容
- (3) この法人が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の氏名、所属
- (5) 調査の方法、手順等

3 前項について合理的な理由がある場合は、不正行為に関与した者の氏名、所属等を非公表とすることができる。

4 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。

5 前項ただし書の公表の内容には次の事項を含むものとする。

- (1) 被通報者の氏名、所属
- (2) 調査委員の氏名、所属
- (3) 調査の方法、手順等

6 悪意に基づく通報の認定があったときは、その調査結果を公表する。

(通報者等に対する措置)

第30条 最高管理責任者は不正行為が行われたとの認定があった場合は、以下の各号の措置をとる。

(1) 不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された研究活動について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該研究費の使用中止を命ずる。

(2) 被認定者が、この法人に所属する職員の場合はこの法人の就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、所定の手続きにより適切な処置を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

(3) 研究費の私的流用やこの法人の信用を著しく傷つける行為等、悪質性の高い事案については、この法人の諸規則等に定める措置のほか、刑事告発や民事訴訟等法的手続きを行うことがある。

2 被認定者は、第20条第4項により再現性を示すためにこの法人が負担した経費を返還しなければならない。

3 調査の結果、不正行為が行われなかったと認定された場合は、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

4 調査の結果、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者がこの法人の所属職員である場合は、就業規則に基づき、その他の場合は、所定の手続きに基づき適切な処置を行うこととする。この場合において、この法人の研究は通報者に対し、再現性を示すためにこの法人が負担した経費について負担を求めることがある。

第4章その他

(規定の改廃)

第31条 この規定の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

この規則は、平成28年9月15日から施行する。

2022年9月15日一部改定